

第36期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

1. 企業集団の現況に関する事項
(8) 主要な事業所
6. 業務の適正を確保するための体制
及びその運用状況の概要

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書
個別注記表

(自 平成27年9月1日)
(至 平成28年8月31日)

株式会社ビックカメラ

1. 企業集団の現況に関する事項

(8) 主要な事業所（平成28年8月31日現在）

当社の主要な事業所

本社 池袋本部 東京都豊島区西池袋三丁目28番13号
 高田本部 東京都豊島区高田三丁目23番23号

区分	都道府県名	市区町村名	事業所名
営業店舗	北海道	札幌市	札幌店
	群馬県	高崎市	高崎東口店
	茨城県	水戸市	水戸駅店
	埼玉県	さいたま市	大宮西口そごう店
	千葉県	柏市	柏店
		船橋市	船橋駅店
	東京都	豊島区	池袋本店 池袋本店パソコン館 池袋東口カメラ館 池袋西口店
		新宿区	新宿西口店 新宿東口駅前店 ビックロ新宿東口店
		渋谷区	渋谷東口店 渋谷ハチ公口店
		千代田区	有楽町店
		港区	赤坂見附駅店
		立川市	立川店
		八王子市	J R八王子駅店
		多摩市	聖蹟桜ヶ丘駅店
	神奈川県	川崎市	ラゾーナ川崎店
		横浜市	横浜西口店 新横浜店
		相模原市	相模大野駅店
		藤沢市	藤沢店
	新潟県	新潟市	新潟店
	静岡県	浜松市	浜松店
愛知県	名古屋市	名古屋駅西店	
京都府	京都市	J R京都駅店	
大阪府	大阪市	なんば店 あべのキューズモール店	
岡山県	岡山市	岡山駅前店	
福岡県	福岡市	天神1号館 天神2号館	
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島中央駅店	
			合計 35店舗

区分	都道府県名	市区町村名	事業所名
商品センター	埼玉県	東松山市	東松山センター
	千葉県	浦安市	浦安センター
	東京都	板橋区	板橋センター
	大阪府	堺市	大阪センター
	広島県	廿日市市	広島センター

株式会社コジマ（子会社）の主要な事業所

本社 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

池袋本部 東京都豊島区西池袋三丁目28番13号

地区名	都道府県名	主要な事業所名	店舗数
北海道	北海道	コジマ×ビックカメラ函館店 コジマ×ビックカメライオン西岡店	2
東北	青森県	コジマ×ビックカメラ弘前ヒロロ店 NEW弘前店	2
	岩手県	コジマ×ビックカメラ盛岡店	1
	宮城県	コジマ×ビックカメライオンモール名取店 コジマ×ビックカメラ泉中央店 コジマ×ビックカメラ多賀城店	4
	秋田県	コジマ×ビックカメラ卸団地店	1
	福島県	コジマ×ビックカメラいわき店 コジマ×ビックカメラ福島店 コジマ×ビックカメラ方木田店	6
北関東	茨城県	NEW古河店 NEW学園都市店	2
	栃木県	コジマ×ビックカメラ宇都宮本店 コジマ×ビックカメラ栃木店 コジマ×ビックカメラ小山市	13
	群馬県	コジマ×ビックカメラ高崎店 NEW太田店 NEW伊勢崎店	3
南関東	埼玉県	コジマ×ビックカメラ新座店 コジマ×ビックカメラ越谷店 コジマ×ビックカメラ春日部店	21
	千葉県	コジマ×ビックカメラ柏店 コジマ×ビックカメラ松戸店 コジマ×ビックカメラ習志野店	7
	東京都	コジマ×ビックカメラ用賀店 コジマ×ビックカメラ成城店 コジマ×ビックカメラ江戸川店	26
	神奈川県	コジマ×ビックカメラ梶ヶ谷店 コジマ×ビックカメラ横須賀店 コジマ×ビックカメラ海老名店	12
	北陸甲信越	新潟県	コジマ×ビックカメラ新潟店 NEW上越店
富山県		コジマ×ビックカメラ富山店 NEW西富山店	2
山梨県		NEW甲府 コジマ×ビックカメラ甲府バイパス店	2
中部	静岡県	コジマ×ビックカメラ静岡店 コジマ×ビックカメラ富士店 コジマ×ビックカメラ沼津店	5
	愛知県	コジマ×ビックカメラ熱田店 コジマ×ビックカメラ鳴海店 コジマ×ビックカメラ豊橋店	6
	三重県	コジマ×ビックカメラ四日市店	1
近畿	京都府	コジマ×ビックカメラ高野店	1
	大阪府	コジマ×ビックカメラ茨木店 コジマ×ビックカメラ大東店 コジマ×ビックカメラ箕面店	6
	兵庫県	コジマ×ビックカメラ名谷店 コジマ×ビックカメラ尼崎店 神戸ハーバーランド店	3
	和歌山県	NEW和歌山店	1

地区名	都道府県名	主要な事業所名	店舗数
中国	広島県	コジマ×ビックカメラ広島インター緑井店	2
	山口県	NEW山口宇部空港店	1
九州	福岡県	コジマ×ビックカメラ八幡店	4
		コジマ×ビックカメラ福岡春日店	
	熊本県	コジマ×ビックカメラ熊本店	1
	沖縄県	コジマ×ビックカメラ那覇店	2
		コジマ×ビックカメライオンモール沖縄ライカム店	
合 計			139

株式会社ソフマップ（子会社）の主要な事業所

本社 東京都千代田区外神田一丁目16番9号

区分	都道府県名	市区町村名	事業所名
営業店舗	北海道	札幌市	札幌店
	宮城県	仙台市	仙台駅前店
	茨城県	水戸市	水戸駅店
	埼玉県	さいたま市	大宮店
		川越市	川越店
	東京都	豊島区	池袋アウトレット
		新宿区	新宿2号店 新宿3号店
		千代田区	秋葉原本館 秋葉原アミューズメント館 アキバ☆ソフマップ1号店 アキバ☆ソフマップ2号店 モバイル館 秋葉原リユース総合館 MacCollection 秋葉原中古パソコン駅前店
		立川市	立川店
		八王子市	八王子店
		町田市	町田店
		神奈川県	横浜市
		横須賀市	横須賀店
	新潟県	新潟市	新潟店
	愛知県	名古屋市	名古屋駅西店
	京都府	京都市	イオンモールKYOTO店
	大阪府	大阪市	日本橋店 梅田店 天王寺店 なんば店 なんば店ザウルス1 なんば店ザウルス2
	兵庫県	神戸市	神戸ハーバーランド店
	岡山県	岡山市	岡山駅前店
	広島県	広島市	広島店

区分	都道府県名	市区町村名	事業所名
営業店舗	福岡県	福岡市	天神1号館
	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島中央駅店
			合計 35店舗
商品センター	埼玉県	東松山市	東松山センター
	千葉県	浦安市	浦安センター
	大阪府	堺市	大阪センター
	広島県	廿日市市	広島センター

株式会社ビックアウトレット（子会社）の主要な事業所

本社 東京都豊島区東池袋一丁目11番7号

区分	都道府県名	市区町村名	事業所名
営業店舗	東京都	豊島区	池袋東口店
		町田市	町田店
	神奈川県	横浜市	横浜ビブレ店
	大阪府	大阪市	なんば店ザウルス2
			合計 4店舗

その他子会社の主要な事業所

区分	都道府県名	市区町村名	会社名
本社	千葉県	浦安市	株式会社東京サービスステーション
		東京都	豊島区
	株式会社東京計画		
	株式会社ビック酒販		
	株式会社ラネット		
	東京カメラ流通協同組合		
	株式会社ラネットコミュニケーションズ		
	豊島ケーブルネットワーク株式会社		
板橋区	株式会社ジェービーエス		
千代田区	日本BS放送株式会社		

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制の整備のため、次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

(業務の適正を確保するための体制)

- (1) 取締役及び使用人（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため、「ビックカメラ企業行動憲章（以下「企業行動憲章」という。）」並びに「コンプライアンスマニュアル」を取締役等に周知徹底させる。
 - ② コンプライアンス担当役員は取締役総務本部長とし、コンプライアンス担当部門を法務部とする。法務部は、コンプライアンスに関するマニュアルを作成するとともに、取締役等に配布し、研修等を実施することにより、取締役等のコンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
 - ③ 「取締役会規程」及び「本部長会規程」に基づき、会議体において各取締役及び本部長の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
 - ④ 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「組織規程」、「職務分掌規程」、及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
 - ⑤ コンプライアンス相談窓口、個人情報お問合せ窓口、製品事故に関するお問合せ窓口を設置し、広く社内外からの情報の入手及びその活用を図る体制を整備する。コンプライアンス相談窓口の運用は、「公益通報者保護規程」に従い、取締役等が社内での法令違反行為等についての相談又は通報を行いやすい体制を構築するとともに、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
 - ⑥ 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する内部監査室による監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規程」、「情報セキュリティ規程」、「機密情報管理規程」並びに「情報管理規則」に定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当役員は内部統制担当役員とし、リスク管理の統括部門は内部統制室とする。リスク管理担当役員並びに内部統制室は、「リスク管理規程」に基づき、当社及び関係会社全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という。）の構築を行い、これを運用する。リスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- ② 本部長会は、原則として月2回開催し、重要な決定事項のうち取締役会決定事項以外の決定及び取締役会付議事項の検討を行うこととする。
- ③ 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、執行役員会、経営戦略会議、各本部会議等の諸会議を開催し、その検討結果を経て本部長会及び取締役会で決議することとする。
- ④ 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。

(5) 当社及びその関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」及び「関係会社管理規程」その他規程等に基づき、当社グループ全体が一体となって、取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制を整備する。
- ② 経営企画部、営業部、物流部及び商品部が関係会社の統一的内部統制を管轄する。経営企画部、営業部、物流部及び商品部は、「関係会社管理規程」に基づき、内部監査室及び内部統制室と連携し、内部監査を実施する。

- ③ 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社との会議等関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するとともに、その職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- ④ リスク管理統括部門は、当社グループのリスクを適時適切に把握するため、「リスク管理規程」に基づき、関係会社から「リスク管理報告書」の提出を求める等当社グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、これを運用する。
- ⑤ コンプライアンス担当部門は、関係会社の取締役等が社内での法令違反行為等について当社への相談又は通報を行いやすい体制を構築するとともに、当社グループの取締役等に対し、その役職、業務内容等に応じて必要な研修を実施する。
- ⑥ 経営の効率化とリスク管理を両立させ、適正な財務報告を実現するため必要となるITシステムを構築する体制を整備する。ITシステムの構築にあたっては、「システム管理規程」や適正な運用体制を整備するとともに、経営環境や組織、業務とITシステムが相互に与える影響を考慮し、適切にその効果とリスクを評価した上で、当社グループ全社レベルでの最適化、改善を図る。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループ各企業は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するために、財務報告に係る規程、内部統制を整備し、その運用を図るとともに、経営環境、組織や業務の変化、変更を評価し、財務報告に係る規程や内部統制の見直しを適時適切に行う。
- ② 取締役会は、当社グループ各企業の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督する。
- ③ 内部統制室は、各事業年度において財務報告の信頼性を確保する体制を評価し、その結果を取締役に報告する。評価の結果、是正、改善の必要があるときには、各主管部門は、早急にその対策を講ずる。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 「企業行動憲章」に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。」と定め、反社会的勢力に対しては鋭

然とした態度で臨むこととしている。また、「企業行動憲章」並びに「コンプライアンスマニュアル」を当社グループの取締役等に配布、更に社内研修等を通して周知徹底に努める。

- ② 総務部を反社会的勢力の対応部門とし、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。更に「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応方法の指導を受けること等により、体制の強化に努めるものとする。
- ③ 「契約管理規程」に「反社会的勢力との係りに関する調査・確認」の章を設け、新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との係りを必ず調査し、問題ない場合にはじめて、取引を開始することとしている。また、締結する契約書には、行為規範条項を設け、反社会的勢力との係りが無いことを保証させ、抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしている。既存の取引相手についても社内規程上反社会的勢力との係りが無いことの確認を義務化している。

(8) 監査役監査の実効性を確保するための体制に関する事項

- ① 監査役職務を補助する使用人として適切な人材と人員を内部監査室から選定する。
- ② 当該使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとする。
- ③ 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
 - ・当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。
 - ・当社グループの内部監査室、内部統制室及び法務部その他監査業務を担当する部門の活動概要。
 - ・当社グループの内部統制に関する活動概要。
 - ・コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況。
- ④ 関係会社の取締役等及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
 - ・当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。
 - ・監査役等の活動概要。

- ・内部統制に関する活動概要。
 - ・コンプライアンス相談窓口の運用・通報の状況。
- ⑤ 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないようにすることとする。
 - ⑥ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席することとする。
 - ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要なでないと認められる場合を除き、「監査役への報告等に関する規程」に基づき、会社がこれを負担する。
 - ⑧ 監査役会は、代表取締役、会計監査人、関係会社監査役、内部監査室、内部統制室及び法務部その他監査業務を担当する部門と定期的な会議等を持ち、また監査役と内部監査室・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
 - ⑨ 監査役会は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

(内部統制システムの運用状況の概要)

「内部統制システムに関する基本方針」に沿った内部統制システムの当連結会計年度における整備及び運用状況の概要は、以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 方針に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引続き、適切な運用を行っている。
 - ② 新規の案件としては、平成28年4月に施行された景品表示法の課徴金制度に対応し、「景品・表示規程」（平成27年5月制定）に沿った対応を行うとともに、研修と人材の養成を行っている。
 - ③ 業務のより効率的かつ組織的な執行を可能とするため、「職務分掌規程」に基づき、各担当事務についてより詳細な業務マニュアルの作成を行い、更にその改善に努めている。
 - ④ コンプライアンス相談窓口（平成18年5月「公益通報者保護規程」を制定）については、社内に周知し、その活用が図られており、コンプライアンス委

員会において、毎月その内容が報告され、定期的に取り締役会においても報告されている。

- ⑤ 個人情報保護については、当社、株式会社ソフマップ、株式会社ラネット及び株式会社ラネットコミュニケーションズに加え、株式会社コジマが平成28年7月に「プライバシーマーク」を取得しており（計5社）、厳正な管理を行っている。
- ⑥ 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、監査役及び会計監査人とも連携を図り、第36期において89回の内部監査を実施した。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、取締役会、本部長会等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体を対象としたリスク管理体制の整備を行った。
- ② 毎月、リスク管理委員会を開催し、関係会社からのリスク管理報告書を含めて説明し、より実効性のあるリスク管理体制についての議論が行われ、定期的に取締役会にもその内容の報告を行った。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」等に基づき、第36期において、取締役会（定時12回、臨時5回）、本部長会（定時24回、臨時2回）、執行役員会（定時9回）等が開催された。
- ② 業績のタイムリーな把握については、当社グループ全体の月次決算、日次売上等の情報が業務報告やシステム等を通じて、迅速に報告されている。

(5) 当社及びその関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」及び「リスク管理規程」に基づき、関係会社の業態区分に応じて、内部統制に関する報告書及びリスク管理報告書を徴求し、それらの報告書等も踏まえ、より一層の当社グループ全体の内部統制の強化を図っている。

- ② 上記規程に基づき、関係会社の担当部門と内部監査室、内部統制室が連携して、第36期において関係会社の内部監査を12回実施し、関係会社による内部監査に52回同行した。
- ③ 関係会社の業務内容等について、取締役会、本部長会、執行役員会等の諸会議において、情報の共有及び協議が行われた。
- ④ コンプライアンス担当部門及び関係部門は、当社グループ全体を対象として、法令研修（景品表示法、マイナンバー制度等）、インサイダー取引研修等を開催している。
- ⑤ 当社グループ全体の経営の効率化と適正な財務報告の信頼性を確保するため、より効率的なシステム導入とIT統制の強化を行っている。
- ⑥ 「情報セキュリティ規程」及び「システム管理規程」に基づき、情報セキュリティの強化を図っている。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループ各社の財務報告に係る内部統制の評価については毎期の決算時に行っており、適正な財務書類の作成に向けてその体制の強化を図っている。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 引続き、社内研修等を通じて反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行うこととしている。
- ② 「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関とも連携し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っている。
- ③ 取引先についても、「契約管理規程」に基づき厳正なチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしている。

(8) 監査役監査の実効性を確保するための体制に関する事項

- ① 「監査役への報告等に関する規程」に基づき、監査役監査の実効性を高める運用を行っている。
- ② 監査役は取締役会等に出席するとともに、当社グループ各社の取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
- ③ 監査役は代表取締役、会計監査人、関係会社監査役等と定期的な会議等を持ち、より広範な情報共有を行っている。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年9月1日
至 平成28年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	23,237	24,327	50,706	△184	98,087
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,818		△1,818
親会社株主に帰属する当期純利益			11,985		11,985
自己株式の取得				△57	△57
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	0	10,166	△57	10,109
当 期 末 残 高	23,237	24,328	60,872	△241	108,196

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,746	△216	2,530	20,228	120,846
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△1,818
親会社株主に帰属する当期純利益					11,985
自己株式の取得					△57
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,844	△984	△2,829	969	△1,859
当 期 変 動 額 合 計	△1,844	△984	△2,829	969	8,249
当 期 末 残 高	902	△1,201	△299	21,198	129,096

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

連結子会社の名称

株式会社生毛工房
株式会社ジェービーエス
株式会社ソフマップ
株式会社東京計画
株式会社東京サービスステーション
株式会社ビックアウトレット
株式会社ビック酒販
株式会社ラネット
東京カメラ流通協同組合
株式会社ラネットコミュニケーションズ
豊島ケーブルネットワーク株式会社
日本BS放送株式会社
株式会社コジマ

連結の範囲の変更

株式会社ラネットコミュニケーションズ東海及び株式会社ラネットコミュニケーションズ関西は、株式会社ラネットコミュニケーションズ(株式会社ラネットコミュニケーションズ関東から商号変更)を存続会社とする吸収合併(合併期日:平成27年12月1日)により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

株式会社フューチャー・エコロジー
株式会社パイコム
株式会社セレン
その他1社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

非連結子会社

株式会社フューチャー・エコロジー
株式会社パイコム
株式会社セレン
その他1社

関連会社

Air BIC株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

- (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、豊島ケーブルネットワーク株式会社の決算日は3月31日、株式会社ラネット及び株式会社ラネットコミュニケーションズの決算日は7月31日であります。

連結計算書類の作成にあたって、連結子会社の決算日と連結決算日との差異が3ヶ月を超える場合においては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、連結子会社の決算日と連結決算日との差異が3ヶ月を超えない場合においては、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ただし、株式会社ソフマップにおいて、商品（中古ハード）については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、株式会社コジマにおいては、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物について、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
なお、回収可能性がほとんどないと判断した回収不能見込額（46百万円）については、債権から直接減額しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ③ ポイント引当金
将来のポイント（株主優待券を含む）使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等乗じた金額を計上しております。
 - ④ 商品保証引当金
販売した商品の保証期間に係る修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績に基づき将来の修理費用見込額を計上しております。
 - ⑤ 店舗閉鎖損失引当金
店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 重要な繰延資産の処理方法
 - 社債発行費
支出時に全額費用処理しております。
 - 株式交付費
支出時に全額費用処理しております。
 - ② 重要なヘッジ会計の方法
 - ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。
 - ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の利息
 - ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
 - ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理を採用している金利スワップについては、有効性の判定を省略し

ております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年から15年の期間で均等償却しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年、7年、10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

1. 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

2. 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

(表示方法の変更)

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別利益」の「受取補償金」（当連結会計年度 23百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年9月1日及び平成29年9月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.26%から30.85%に、平成30年9月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.26%から30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 787百万円減少し、法人税等調整額（借方）が 826百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産

担保に供している資産

建物及び構築物	4,154百万円
土地	28,940百万円
その他（無形固定資産）	10,720百万円
差入保証金	1,555百万円
計	45,371百万円

上記に対応する債務

短期借入金	14,754百万円
1年内返済予定の長期借入金	9,117百万円
長期借入金	11,523百万円
計	35,394百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 38,895百万円

3. 偶発債務

連結子会社である株式会社コジマにおいては、建設協力金返還請求権の信託譲渡に伴い減少した建設協力金の当連結会計年度末における未償還残高134百万円について、土地所有者による建設協力金返還が困難になるなどの事由が生じた場合の買戻義務を負っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 の株式数 (株)
普通株式	182,478,765	—	—	182,478,765

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 の株式数 (株)
普通株式	596,600	62,000	—	658,600

(注) 普通株式の株式数の増加 62,000株は、市場買付けにより取得したものであります。

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年11月26日 定時株主総会	普通株式	909	5	平成27年8月31日	平成27年11月27日
平成28年4月12日 取締役会	普通株式	909	5	平成28年2月29日	平成28年5月16日

4. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年11月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,272	7	平成28年8月31日	平成28年11月18日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用においては預金等の安全性の高い運用を行っております。資金調達においては設備等の長期資金は銀行借入や社債発行により、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、借入金利の上昇リスク及び為替相場の変動リスクを回避ないし軽減する目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、取引先の信用リスク等に晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また、時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社グループが展開する店舗のうちグループ外の賃貸人からの賃借物件に係るものであります。取引先企業等の財務状況等に関する信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。変動金利の社債及び借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、販売管理規程等に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金は、取引先企業等の財務状況等に関する信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務状況等のモニタリングを実施しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引の契約先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

変動金利の社債及び借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、必要に応じて、個別契約ごとに金利スワップ取引等のデリバティブ取引をヘッジ手段として利用する方針であります。

なお、当社では、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。連結子会社においても、当社の社内ルールに準じて、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関との間で当座貸越契約を締結しているほか、当社及び一部の連結子会社において、複数の金融機関との間で貸出コミットメント契約を設定することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	25,137	25,137	—
(2) 売掛金	28,171	28,147	△23
(3) 投資有価証券	9,667	9,667	—
(4) 差入保証金（1年内回収予定のものを含む） 貸倒引当金（*1）	43,616 △149	42,935	—
	43,467	42,935	△531
資産計	106,443	105,888	△555
(1) 買掛金	39,846	39,846	—
(2) 短期借入金	34,062	34,062	—
(3) 社債（1年内償還予定のものを含む）	5,423	5,780	357
(4) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	47,711	47,772	61
(5) リース債務（1年内返済予定のものを含む）	4,180	4,163	△17
負債計	131,223	131,625	401
デリバティブ取引（*2）			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(△0)	(△0)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(△0)	(△0)	—

(*1) 差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらのうち、短期間に回収される債権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、回収に長期間を要する債権については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、将来キャッシュ・フローを満期までの期間に対応する利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを、合理的に見積った返済期日までの期間に対応する利率により割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社グループの発行する社債は、市場価格のないものであり、新株予約権付社債の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、新株予約権付社債以外の社債の時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているもの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される、合理的に見積られた利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

一部の連結子会社において金利スワップ取引及び為替予約を利用しており、時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等 (* 1)	2,105
差入保証金 (* 2)	444

(* 1) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(※ 2) 差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れないもの、又は、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれるものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 差入保証金」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	593円43銭
2. 1株当たり当期純利益	65円91銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年9月1日
至 平成28年8月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
				その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	23,237	24,327	27	8,760	31,639	40,426
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					△1,818	△1,818
当期純利益					8,315	8,315
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	6,496	6,496
当 期 末 残 高	23,237	24,327	27	8,760	38,136	46,923

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△184	87,808	2,155	89,964
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△1,818		△1,818
当期純利益		8,315		8,315
自己株式の取得	△57	△57		△57
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△1,544	△1,544
当 期 変 動 額 合 計	△57	6,439	△1,544	4,894
当 期 末 残 高	△241	94,247	611	94,858

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 商品
移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
 - ② 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却しております。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
なお、回収可能性がほとんど無いと判断した回収不能見込額(46百万円)については、債権から直接減額しております。

- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。
- ③ ポイント引当金
将来のポイント（株主優待券を含む）使用による費用発生に備えるため、期末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等に乗じた金額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 重要な繰延資産の処理方法
 - 社債発行費
支出時に全額費用処理しております。
 - 株式交付費
支出時に全額費用処理しております。
- ② 重要なヘッジ会計の方法
 - ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
 - ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段：金利スワップ
 - ヘッジ対象：借入金の利息
 - ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
 - ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ④ 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

2. 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産

担保に供している資産

建物	3,814百万円
土地	26,327百万円
借地権	10,720百万円
差入保証金	1,555百万円
計	42,417百万円

上記に対応する債務

短期借入金	14,754百万円
1年内返済予定の長期借入金	8,495百万円
長期借入金	10,425百万円
東京カメラ流通協同組合の借入金	1,720百万円
計	35,394百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 23,845百万円

3. 保証債務

金融機関からの借入金に対する債務保証

東京カメラ流通協同組合	1,720百万円
株式会社コジマ	26,200百万円
計	27,920百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	27,486百万円
長期金銭債権	808百万円
短期金銭債務	4,090百万円

5. 取締役、監査役に対する金銭債務
長期金銭債務 182百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	682百万円
仕入高	33,210百万円
販売費及び一般管理費	6,875百万円
営業取引以外の取引による取引高	4,336百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	596,600	62,000	—	658,600

(注) 普通株式の株式数の増加 62,000株は、市場買付けにより取得したものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	2,925百万円
ポイント引当金	2,815百万円
退職給付引当金	2,482百万円
流動化取消による影響額	2,163百万円
関係会社株式	1,773百万円
資産除去債務	1,219百万円
賞与引当金	512百万円
その他	1,266百万円
繰延税金資産小計	15,160百万円
評価性引当額	△5,479百万円
繰延税金資産合計	9,680百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△264百万円
資産除去債務に対応する除却費用	△251百万円
その他	△6百万円
繰延税金負債合計	△522百万円
繰延税金資産の純額	9,157百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年9月1日及び平成29年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.26%から30.85%に、平成30年9月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等について

は32.26%から30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は455百万円減少し、法人税等調整額（借方）が469百万円増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社コジマ	所有 直接50.1	商品の発注及び代金の支払業務の受託 資金の貸付 債務の保証 役員の兼任 等	商品の発注及び代金の支払業務の受託(注2)	157,947	未収入金	5,816
				資金の貸付(注3)	—	短期貸付金	10,000
				債務の保証(注4)	26,200	—	—
	株式会社ソフマップ	所有 直接100.0	商品の発注及び代金の支払業務の受託 資金の貸付 不動産の賃貸 役員の兼任 等	商品の発注及び代金の支払業務の受託(注2)	33,055	未収入金	1,727
				資金の貸付(注5)	△500	短期貸付金	1,500
				不動産の賃貸(注6)	3,258	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 商品の発注及び代金の支払業務の受託については、当社の仕入先との取引条件と同一であります。受託手数料については、人件費等のコストを勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。
- 資金の貸付の取引金額については、貸付金の実行(120,000百万円)及び回収(120,000百万円)を相殺して記載しております。資金の貸付利率については、市場金利を勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。
- 株式会社コジマの一部の銀行借入に対して債務保証を行っております。保証料(13百万円)については、市場実勢を勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。
- 資金の貸付の取引金額については、貸付金の実行(50,200百万円)及び回収(50,700百万円)を相殺して記載しております。資金の貸付利率については、市場金利を勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。
- 賃貸料については、近隣の相場を勘案し決定しております。

役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
主要株主が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	株式会社シード (注2)	被所有 直接 0.2	商品仕入等	商品の仕入 (注8)	440	買掛金	84	
				商品券の販売 (注8)	31	—	—	
	日本精密測器株式会社 (注3)	—	商品仕入	商品の仕入 (注8)	69	買掛金	11	
	株式会社 ヒト・コミュニ ケーションズ (注4)	—		商品仕入	商品の仕入 (注8)	26	買掛金 未払金	1 25
				業務委託	業務委託料の支払 (注8)	154		
				人材派遣	人材派遣料の支払 (注8)	116		
	株式会社 カシワエステート (注5)	—	不動産の賃借	賃借料の支払 (注9)	130	その他 (流動資産)	11	
				保証金の差入 (注9)	—	差入保証金	108	
株式会社 エスケーサービス (注6)	—		商品の配送等	配送料の支払等 (注8)	1,155	買掛金 未払金	32 124	
株式会社 アイケアジャパン (注7)	—		出向	出向料の受取 (注10)	12	その他 (流動資産)	1	

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の59.01%を直接保有しております。なお、直接保有の59.01%については、新井隆二氏からみずほ信託銀行株式会社、野村信託銀行株式会社、株式会社SMB C信託銀行及び三井住友信託銀行株式会社へ委託された信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については、新井隆二氏が指図権を留保しております。
3. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の83.17%を間接保有しております。
4. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の50.91%を直接に、11.85%を間接に保有しております。なお、直接保有の50.91%については、新井隆二氏から野村信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び株式会社SMB C信託銀行へ委託された信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については、新井隆二氏が指図権を留保しております。
5. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の100.00%を直接保有しております。
6. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の95.00%を間接保有しております。
7. 当社の主要株主である新井隆二氏が議決権の100.00%を間接保有しております。
(取引条件及び取引条件の決定方針等)
8. 商品の仕入、商品券の販売、業務委託料の支払、人材派遣料の支払及び配送料の支払等については、一般取引条件と同様に決定しております。

9. 賃借料の支払及び保証金の差入については、近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上決定しております。なお、形式的には、不動産の転貸人との賃貸借契約に基づく取引であります。実質的には、転貸人を経由した当社と株式会社カシワエステートとの取引であります。
10. 出向料の受取については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け取っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	521円72銭
2. 1株当たり当期純利益	45円73銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。

